

## 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○農用地利用配分計画の認可	一	(農業振興課)
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	一	(水産業振興課)
○保安林の指定の解除(二件)	一	(森林整備課)
○道路の区域変更	二	(道路課)
○道路の供用開始	二	(同)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	二	(都市計画課)
○事務所の所在地等を確認できない宅地建物取引業者	三	(建築宅地課)
○開発行為に関する工事の完了	三	(建築宅地課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定	三	(教育庁教職員課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	三	(教育庁高校教育課)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	四	(警察本部会計課)

## 告 示

○宮城県告示第七百八十四号	
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、 農用地利用配分計画を次のとおり認可した。	
令和四年十一月十八日	
一 農用地利用配分計画の概要	宮城県知事 村 井 嘉 浩
別冊のとおり	

## 二 認可年月日

令和四年十一月十八日

## ○宮城県告示第七百八十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、大谷本吉加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県告示第七百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市大曲字上納前二八の三、二九の三、三〇の一、三一の一、三二の三、八六の三、八七の一、八八の一、八九の三、一四二の一、一四四の三、字関の内一五五の三、一五六の一、一五七の一、一五八の一、一五九の三、二〇五の三、二〇六の一、二〇七の一、二〇八の一、二〇九の三、二六一の三、二六二の一

## 二 保安林として指定された目的

風害の防備

## 三 解除の理由

指定理由の消滅

## ○宮城県告示第七百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 解除に係る保安林の所在場所

東松島市野蒜字南余景六八の二八〇・六八の二八一・六九・字洲崎七一の三六六・七一の三六七(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

## 二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由  
指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備えて縦覧に供する。

○宮城県告示第七百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川登米線
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後 B		前 A		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
五・八 六四・一	一一・五 七九・九	五・八 三三・五	九二・七				
大崎市田尻大貫字畑中八一番地先から 同市田尻大貫字上長根無番地先まで							

○宮城県告示第七百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年十一月十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川登米線	大崎市田尻大貫字荒屋敷一八番一〇地先から 同市田尻大貫字上長根無番地先まで	令和四年 十一月十九日 午後四時

○宮城県告示第七百九十号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類  
仙塩広域都市計画用途地域
- 二 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十一号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類及び名称  
1 種類  
仙塩広域都市計画道路
- 2 名称  
三・六・四百九号 根廻・初原線

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七百九十二号

松島町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

松島町公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第七百九十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社S K K

二 代表者の氏名

佐藤 隆行

三 事務所の所在地

仙台市青葉区愛子中央六丁目十一番十号

四 免許年月日及び免許証番号

令和元年九月二十七日 宮城県知事(一)第六千五百九十六号

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

塩竈市舟入二丁目八十八番一、八十八番十五、八十八番十六、八十八番十七、八十八番十八、八十九番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡大和町杜の丘二丁目一番地の七  
しあわせ不動産株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県総合教育センター・コンピュータシステム賃貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁教職員課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年十月十二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 F L C S 株式会社東北支店 仙台市青葉区中央三丁目二番二十三号

五 落札金額 一億八千一百一十六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年九月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末等調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年十月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 五 落札金額 九億千七百四十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年九月二十七日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年十一月十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 自動車保有関係手続のワンストップサービス警察共同利用型システム賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和五年十月一日から令和十年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和四年十二月一日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

## 1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二二一七七一、内線二二三二）

## 2 入札説明書の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

## 3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十二月十五日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和五年一月十日（火）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

## 5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和五年一月十一日（水）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

## 四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

## 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めらるることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下

同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

## 六 概要

## Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters January 10, 2023, 5 : 00 p.m.

2 Procurement name and quantity : Lease for a one-stop service system for automobile ownership-related procedures for shared use by the Police - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : The Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters January 11, 2023, 10 : 00 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232